

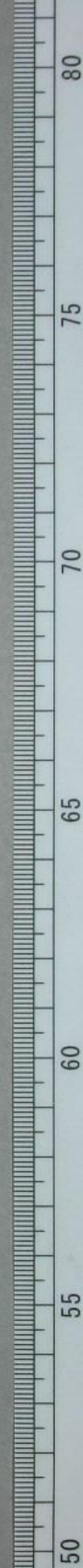
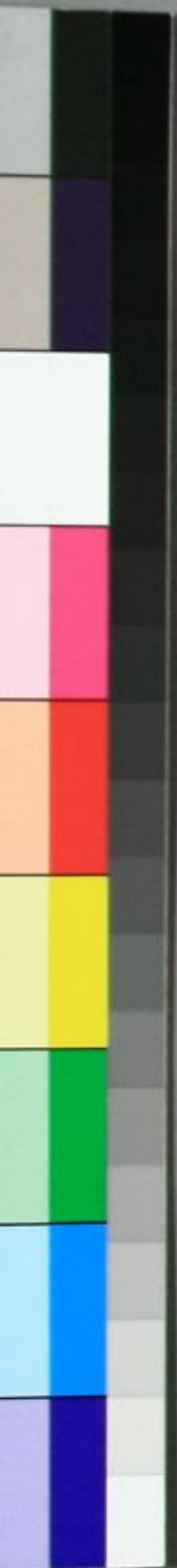
貞丈雜記

禮法部

衣部

二

ワ 3
233
2



73
233
2



礼法に部

伊勢平藏貞文記

一 天下の礼法は上る天子より定めおされて天下の人その
礼法をまもりし也源倉將軍頼朝より武家の威徳は
く公家武家と二つよりましく公家は公家の礼法をま
り武家は武家の礼法あり京は將軍義満の時より
より武家の礼法盛なりはる公家の外は地下の者にと
く武家の礼法をまもりしなり我は祖伊勢
守代に京は將軍乃政不職をうけ候り 伊新左衛門
兼勤め右將軍家殿中の礼儀作法は伊勢方の司

ともありし將軍家礼法の記録多く傳へし
 應仁乃乱り多し焼失てたりまことと夫より後の書
 と家傳つゝあるよりて亦將軍の礼法乃家
 世にも多し伊勢伝と人の名付いふよりありたる也
 一 我家より傳へし雨の礼法在實を亦將軍の禮法
 ありよりて伝を名付けていふも且利伝といふも
 半ありとも世よりたれまといふも伊勢伝といふ也
 一 礼節と云事貴き人を侍ししやまひいふも
 ありし此同一位の人を先たてて我らよりくだる
 を礼と云せしやまひいふも人よりやまひいふは
 あり

扇子傳又
 世に記す

一 貴人の法衣出する時扇を腰にさして出するは古の礼
 せし扇はさしするは其礼也亦將軍法代わし中
 扇をさして貴人の法衣をさしするは古の礼也
 一 扇を武家より貴人の法衣をさしするは古の礼也
 八月丙寅 扇日記に云たり 配儀のどの時扇をさしするは古の礼也
 佛史大夫文室真人浄三以年老の衰儀詔特聽官中持扇某杖此史言中扇をさしするは古の礼也
 一 扇の角を裁て人よりさしするは古の礼也 蛸川記云扇角を裁て人よりさしするは古の礼也

一 扇の角を裁て人よりさしするは古の礼也
 一 扇の角を裁て人よりさしするは古の礼也

を止し時々小す人表少人、以てうをぬを主人の方
か、一平の表表と定り、そのかくし麻の目の方を我
指し先を主人へ系也とあり、表表と定るか、れと表
の方、ひたる解也、軍陣の時、表、日輪を書きたる扇、
日輪を写りて、う、物をおぬ也

- 一 志はけと云、礼後の事也、礼の字を志はけと申し、
志はけと云、礼法、書也、祝乃字を志つけ、
も祝の字、元来、字也、俗の傳、字也
- 一 進退と云、進退の二字也、才の、
まひと云、まひと云、立居、
まひと云、まひと云、立居、
まひと云、まひと云、立居、

今時、人、食物をく、
人、食物をく、
をもて、
一人、
解、
也、
心、
按、
下、

一人、
解、
也、
心、
按、
下、

余、
下、

おろす方ふ似たり也云々おろす方ふ似たり云々
今もとりけりし事と云詞は同一

一 踏居と云貴人乃而前を面ると云、それとけくをひ
手をとけり、面ると云踏居と書つる所、
此の事とけく也今ハ中礼又通り礼なり云人あり

一 今時貴人の席よりある時返り呈と云呈はひをす
人あり呈はひハ太刀目録又呈ハ何事と指す
時渡前の名居際までハ常の如く呈と書て片呈を
お居ると云さうして紙に呈を引てふさか紙に
お居るを呈也呈を送り呈と名附く事終古ハ

各々
使節
久人
中
た
立
十

一人あり古ハかきり事近來の事也右の呈
呈の辨貴人の方呈を上げて跪かば見えり
礼なり、その事ハ所ハ一人のまじりて古
法ハお居際より所ハ上座をうかふ所
て物を持て来る也所ハむひて程のあらぬ
古貴人の席前ハ何作^レ左のむぎを立右のひ
さをもつて、宗五二丹後書云人ハお
貴人乃前よりひびを左の方を立てあり
物の時ハひびを左のひびを立てあり
ある時貴人の前よりハお居る也

をさる也糸くすかシヤクノキ歌并記あり今の世よりハた
むがまをを無礼の極なるゆ也古よりこひがまを礼す
一 古車コクルマよりなる人よりあひ又ハ人の大違拍笠物やふふ
大的的を射る場下近きを過る時又ハ野山を
幕ふとすむ真せらるあそを過る時又ハ神社佛寺
の家を過る時又三蔵などの法前を過る時又ハ川ケリ
宿を宿ふ人のあそを過る時又あるはえたる人務は
くひよりあひたる付何事とも向の人ハ我知ぬ人なりとも
必下るして過る也りるれハ向の人よりも使をきて
めされし礼をいもや人のせめるはる下りして

通法也せむる事ハ礼儀かしく云る古法よりせむ
る人ハ礼儀せむ事非しやも無礼よあらず是ハ
乃礼儀今ハ後で知る人なり古ハ礼をきりたる也
一 雑記ありなるハ礼儀かしく人の家皮よせしりとも
過る時ありかりぬぐまどき也とある是を考ふ
小皮皮ふまぐまどきたる人の家を過るハ子履水置
どをぬぎて過りたると見えたり是ハぬぎる也
一 且人にもありかり同家礼あり由シヤクノキ歌并記ありえたり
且人ハ長くは川也又ハ下りつた云こゝと
いふハあやましくは人ハ川と云

吉部秘訓抄云 藤行三度注 先進左藤 次進右藤 次左藤 調実同所次
 一 藤行と云ふは、少くあり、あるまじし、又し、退くも、一人
 進左藤 次實調右也 進幸故実抄 日壽永二年 四月八日 灌佛藤行三度注
 の時、左藤進出するも、退くも、法前、近く、少く、ハ、進、三
 先右次左次右相胸 浴居也
 退くも、多し、礼なるも、右、夫人、より、二、三、と、云、て、行、て、お、世
 安元二年三月廿九日酉刻着東帯藤行三度 先左次右次合三度
 但最末

未引書
右藤也
左藤也

三多三豆をとり、まじ進む之退く時、同一
 一 古式守の列、ハ、強、カ、カ、の、執、持、は、る、る、か、し、極、は、か
 どの時、ハ、持、せ、し、也、信長秀吉の時代より、常、ハ、持、は、る
 事、ハ、來、たり、し、が、寛文年中の、以、と、ハ、強、持、は、る、の、以、れ、か、よ、れ
 途中、少、礼、を、は、る、ハ、皆、は、く、む、ひ、て、礼、を、あ、ら、う
 右老の物決也、近年、ハ、立、ま、た、り、あ、ま、と、む、ら、げ、て、之
 ツ

公方様ハ
長カを
おせ
おせ
おせ

礼と云ふ也、下級の者、たの志、出、し、を、も、る、也

一 義満公定、あ、の、ひ、し、武家礼法の書、意、仁、の、礼、を、ら、び
 伊勢守貞宗、汲、石、斗、と、す、
 字、せ、し、也、道照、息、子、云、殿、中、し、礼、節、并、法、人、官、は、
 勿、論、昔、より、法、法、殿、隆、乎、格、ハ、定、置、法、則、ハ、
 康苑院、殿、柳、の、所、代、ハ、條、教、ハ、定、立、沈、為、申、相、殿、中
 不出の、佛、式、目、ハ、應、仁、一、乱、子、孫、失、ス、之、此、後、考、し、及、古
 伊勢守貞宗、汲、石、斗、と、す、
 此、作、り、し、る、り、負、仍、も、同、考、し、相、決、ヤ、な、申、貞、達
 伊勢守貞宗、汲、石、斗、と、す、
 任、し、ま、り、内、子、立、し、之、

義満公の時
武家ノ礼法
ヲ定メテ議
統ト云書ヲ
撰ニセラレド
ニラハ偽ナリ
三議一統ノ
事ハ書籍
ノ部ニ記ス

一 京師將軍家、法、家、の、陪、臣、は、猿、樂、等、申、目
 り、の、何、を、申、殿、ハ、考、る、か、し、而、對、面、所、の
 法、を、の、志、す、ふ、し、こ、中、考、る、ハ、何、月、ハ、

右ハ座敷のふたたり 忌之三豆の香炉を人子候一三豆の
宣意座敷と人の前より進くと三豆の人のすまむけ座下
一 座上の礼又ハ座の礼と云々の旧記あり是ハ客人を亭
主座まで送りしるを云也いふハ玄關よりあ
かき客人並對面座の座へ今座敷と云ふ座
座の礼も色座人を縁をかりて座まで送り也

小笠原ハラウ
乃家宣ハ將
軍乃信康ハ進
軍乃信直ハ進
軍乃信直ハ進
軍乃信直ハ進
軍乃信直ハ進
軍乃信直ハ進
軍乃信直ハ進
軍乃信直ハ進
軍乃信直ハ進

一 武家乃家宣ハ細川流と云儀後あり細川殿の礼の儀
あり一 京都將軍の殿中の家宣と云儀後あり一
あつし書云公方極より禁裏極へ而進上の目録ハ
たし一 板中ハ公方極より公方極へ而進上の目録ハ
たし一 板中ハ公方極より公方極へ而進上の目録ハ

細川殿の
二良儀ナド
云モ坊舎りきり
云モ坊舎りきり
云モ坊舎りきり
云モ坊舎りきり
云モ坊舎りきり
云モ坊舎りきり
云モ坊舎りきり
云モ坊舎りきり
云モ坊舎りきり

一 板中ハ又細川殿より進上の目録同前波走一人
礼儀を申しす一 我々不礼不義申すハ公方
指南叶しす是伊勢で代ハ家法なり

一 賤き身より一 貴人をおそれびやまざる人を座
にらひる人もある者あり甚也それハ
礼儀を申しすハ公方極より公方極へ而進上の目録ハ
たし一 板中ハ公方極より公方極へ而進上の目録ハ

キ人をうやまわを臣族ひと云之武士の山海づき
 りありき人をうやまわふるつひにありはれ也
 一 大名の臣乃者 公方の御家臣をうやまわ事ハ
 それ人をうやまわふはあらず 公方の御威勢を
 守りてやまひなす也 大塚を治る大名
 乃内の者が中縁を治る 公方の御家臣を治る也
 やまわらふ公方と云き事なりといふ者也 御島所
 治るがふ 公方の御家臣を治る 守りて事 執る也
 守りてや公方の御人を治るは御家臣を治る也
 又御家臣と云者いふ事なく少縁なりとも大名の内

者をふまひかきしごとくありしひつゝ然公方の御威
 勢をおとす道理ある也 終つて已に事ありては
 ぐはれ侍也 我も侍をれば必之礼をせざる

一 今時老人 法目 御る時 御る事 三 方 乃 一
 口祝ト云
 江戸に云
 御る事

一 古来の將軍 諸大名 御家臣 御家臣 御家臣 御家臣
 今世のありし也 古にありしは 御家臣 御家臣
 今世のありし也 古にありしは 御家臣 御家臣
 一 古来の將軍 諸大名 御家臣 御家臣 御家臣 御家臣
 今世のありし也 古にありしは 御家臣 御家臣

乃礼として通るなり

一 沓の礼乃事古の人ハる不系ふハ必沓をとりて字

水沓ノ部
沓ノ部
見たり

也馬上沓トハ沓也其人などハ必沓ありて下

る時ハ沓ヲ沓とぬきて礼をたると也其人の

も限らず人ヲ對して礼儀ヲ下るありし時ハ

沓をぬく也此ハ古記ハ又之たり又之患ハ沓書

ハ云ハク沓の礼ト云ハ田樂積樂ハ之ハの者など

ト上ト云ハあはしむる時ハ馬ト云ハあはしむる

左の沓斗をぬきて礼をすむるあり是なり

くハ礼ト云也但是ハ左実ありさくハ礼ハ

ハあはしむる禮ありハ左右をぬくべきなり

沓ノ部
沓ノ部
見たり

一 庶民院義満將軍ハ佛代小笠原兵庫助長秀

川左京右史氏頼伊勢武藏守滿忠或ハ憲忠此三人ハ

付て天下の礼法の書を乞ひ定めて礼法書を南

家弓法集三議一統大双紙ト号する由世の人々

ソルりて三議一統ト云書ハ平々事見えたり然レ大

儀也右の氏頼滿忠又憲忠等ハ家ノ系号ト云

長秀ハ小笠原ノ系号トあり長秀一人の礼ノ書

志たる書ハ後の人庶文を併りかくて三世家の

依りかゝ三議一統と云名を付望しと也本名ハ尚礼
ヲ法集也と書の一辨將軍の作を兼て書くは物々
ハ見え分かの義満の時定りし礼法の書ハ真信
大礼ノ紛失せる由道照思ふより見えたり又南朝記
傳と云書ハ義持將軍の使代延永三年ハ官系長
秀今川範忠伊勢自行ノ作を武家の礼式を定
むとあり然れども今川伊勢の家譜ハ云々あり又山内
系の家譜ハ三人の名も時代も又お違へし志たり此等の
人礼式を定むといふ事信用し難く別ハ三儀一統辨
と云書ハ妻ノ記ハ主く也

一 諸礼と云を近代のいひやうに指南ある者あり諸礼
といふものの礼々々馬の礼々々立寄まひの礼々々
連袂乃礼書れの礼鞠の礼庖丁方の礼舞の礼氣の礼
香の礼々々の諸道の礼を教ふる諸礼と云也此等古
々々也公家ハ公家の礼あり武家ハ武家の礼あり諸儀
行ハハて通々依りて礼あり又々諸儀諸儀の礼ハ
くされず又知りしれども々々々々々々々々々々々々
家ハありされども人々指南ある者あり武家ハ
武家の礼と云々々々々々々々々々々々々々々々々々
殿中の武家ハ々々々々々々々々々々々々々々々々々

とよりかゝ知す世のあり人は指南に過ぎざるべきに
その礼名を家より知る也我の家より知るべきに
知たりとも人の家の子に我の家より指南に過ぎざるべきに
一 近代古より大に遠ひたるお書礼乃礼也書やうと文言
を振對するあるは是も遠くより古法にも用られ
近代の人の風俗大なることおどろて其礼を小名を
るつひてうやまひるて其書法を知らぬ礼節
也今の世の風俗は成りてしまつたれは改むべきあり
の礼公儀より改められ改めぬ事也礼は是れを
くす又書礼の礼のうへに限りて今礼ははたし

一 今世は江戸より諸礼者といふを多クハ小徳系流と名
すそ人より指南に過ぎぬ元祖小徳系右近右史貞慶系
はもと地甚く且貞成といふ者あり右近を美より傳授を
まて彼流儀を習ひ傳へて牙子教多ありそ牙子の中
秋者三節は甚く也といふ者あり久也が牙子より水滸信流
元也といふ者あり後よりト也ト号スモ此
常憲院様乃若君徳松様御誓置の御祝ありし
由白誓をば堀田對馬守正英献上す中ら御出立
對するもの水滸信流に命して御白誓を御
せしれりりけりて今より世より各々成りて牙子

学文之
和漢ノ古
書ヲ見ク
ル人ハ偽リ
事ヲ信用
スル者多ク
水滸伝下
ヲ信用スル
人ハ偽リ
事ヲ信用
ルカ故アリ

たじろし也此水滸と云者小笠原家やも云し事をねふり
らひして指南たりそれを交傳つて水滸が才子の又才子
をいふ面見ひよきそれ作事ありて世にやり
す少りて今小笠原伝と名ふる者其第一根ありて
古実を不たひしきもの多くて書信ふれを足る極
偽りたり作事を記して腹をくくつて笑ふべき事多し
小笠原家やハまを迷誤なる一今世に弘ひろまりんば
諸大名あどりの水滸伝を用ふる者少りて物知り
人おとひしよする事也くらおしきまらぶすやれた
りぬのゆをとりむ人の為にあたりたりて来れひに

ある水滸が傳書を不指忘たるをあるは傳つてス
小笠原書の末にあり書ありぬ左

右何と乃書と古事新事文合初学入門初学後
而深令秘年後学可証致予非者也此賢

年号月日 水滸ト也元成

右しめく見えたり古事新事と云合りあるを合ト也が

一 習礼シウライト云ハ志付け方を習ふる也古今著聞集建長六年

橋南橋南袁袁ト云 卷三公事此記云後多羽院ひそくふ内内

法華なりて白馬節命の習礼ありて之を將軍受服記

又此書親基日記寛正五年月五日石清水八幡宮放生會上御所習礼於御所之

御習礼以下每事様政家二條殿被指南申上云

一 故實より年言語之部に記ス

一 天子の御出を御幸と云院の御出を御幸と云院に云ふは誤也

御幸は法幸とすべくみゆきと云將軍の御出を御成と云

御成と書くより室町殿の比りの年元鎌倉將軍の

以御行書たり東漚卷上建久二年三月六日壬午御移徒之後有御行

始儀と御行を法ありとす也御行ノ二字ヲ法ありとす也

ありとすの字を畧しくありとす也御ノ字を也とす

て云音のころありとす也法ありと云詞を

て法成と字を書きたる色御行書より也鎌倉年中

御事やも法行始と書たり鎌倉年中御事ハ室町殿代書たり
御事有れども使りし書たり可也と用たり

一 扇を貴人の前(腰)さしつけしとす前記

古き貴人にお話をすらし扇を扇さしつけしとす前記

又陪膳ある公之扇をさす下殿ある公之扇をさす前記

一 破并記はも貴人の法前を扇つとす前記

条々御書小なる扇をひききつとす前記

す事ハ多礼ありとす但世の人々ハ一統ハ扇を御陰にさす也
のさくちとされとす世の俗のつり之をさす

一 物の喰極ふけの事古事法徳大寺大御食字法左府

令向給定時如法令食給事畢之後別是之食様見書

扇事畢り
前七枚より
扇の傍に
あり

トテ人々ヒラカリ君寄見ケレバツキ継目ヨリヒラカリ公上ヲスコシツケテ切タリケルヲカゴリ
タル方ヲ口令食給タリケリト見タリ大臣に任せラレタル人其祝は
數多ク客人ヲ招待御食應セラル事ヲ云其時ノ正史ヨリ尊者ト云尊者ハ
必大臣タル人來リタラセ其日鷹ト稱シモアノトクニ鷹ヲスエテ客人ノ在ル座敷
ノ處ノ前ヲ渡シテ是ハ客人ノ食料ヲ爲ス鳥ヲ取ラズ由ラズ也鷹ノ鳥ト云
ハ雞ナリサハ大御食ニハ必雞ノヤキトシラズスナリ別足トハ雞ノ股ノ一
繼目トハ鳥ノ足ノ骨ノツカヒメ也足骨ノ節ノツカヒメヨリハ上ノ方ノ内ヲサシ
付テ切テ燒タリナリカニリカニリカニリカニリカニリカニリカニリカニリカニリ
足ノ節ノカニリカニリカニリカニリカニリカニリカニリカニリカニリカニリカニリ
ヤハと見習くといへ大勢の人をむかへてけりといふこと云

- 一 古代は式部寮と大宰少丞びりうをぬいやり考
見公家乃有宴也武家ヨリもおの食ハるもの仕付方ありし
拍子事拍子ヲカシテト云習サリ拍子ナリ神代ノ俗ハ日本上右礼あり也
也人ニ進時光手ヲおを礼ト云々ニ後代ハ拍子礼ナリ也

- 一 天乃さうり手ツキ日本記系伊勢物語等ニ
リ天ハ神の舞ト云天をそを云々手ツキ手ツキト云云ト云云ト云云
礼るれ天のさうり手ト云云手ツキ退手サカテ也退く手ツキを
さりなり云人のま進て手ツキ手ツキを拍い進ツキミ
の礼也退く手ツキ又手ツキを拍く退く是退出の礼也ツキ
アニラ海人ノ事ト云説アリサカテハ海波をカキワケルヲナト、氏云々ニ
サニクノ邪後ヤチクセ用ヘカラガ逆手ト云説モ、ハ用之逆
手トテウシヨ手ニ手ヲウチテ人ヲ呪呪ムト云ハ伊勢物語の
本文ニ合フヤウニ作りタリ説ナリ是ヒガコトナリ用ベカラズ
一 女中衆配膳酌等の時腰巻ニ扱扱事武雜記伊勢下
伊勢下

公方様而成次第ト云云女房物にありありなる左石へゆきまわりの

女中ノミ
 證云女房衆御酒の事腰巻をめされし成時ハ左より益
片ニサ立片ニサキ互ハナクハニテセシイサリ御砂スルニニニニニニ
 の腰巻と腰巻を元座まゝ右よせて〜を法取
アサシク御砂ヲシテ上クヘシト云フ
 いざり云およしく存也といへり又女房衆の碇のふて
 〜〜を指立年夏あ〜唯いざりよをさ〜せ
 られは法は年ハ時ハ〜手少およく法取といへり
 扱〜女中元の配膳法碇等ハ皆さする〜いざり
 して仕り扱る〜本文腰巻れ時の取扱あは女房〜のる
 ハおめく〜の法さ〜あ〜扱〜い〜か〜する
指ノ縫目ヨリ大躰ニ下間ヲ置内アト付シ
 何れ口傳ニ云腰巻のあはる〜れ口〜紙考〜せと
 扱〜系少〜付〜書〜間〜あ〜方〜た〜ま〜い〜ま〜し

一 左右膝立居之事

大和守積奥傳

京極宮諸大夫
滋野井殿曰説起居

躰居

ノ時右ノ膝ヨリ立ハ懷中ノ扇帖紙ヲ不落クノ尤膝
 突モ其心得也然レ氏尊者ノ側ニテハ尊者ノ方ノ膝
 ヲ先ニ突テ起時ハ後ニスヘシ其證九條殿年中行事見
 へり江家次第モアリ江家次第内弁細記云次向乾
 再拜先突右膝次起時左膝為先九條殿記云凡拜時
 先突左膝是為令懷中扇帖紙下落也然而此拜先
 右足屈御前方ノ歟

是とてあけて名づくると云

一 婚禮の初列の中は死魔とてひとてまけなくあそ
ろしける女の形をいふまじくもどく婚をいだし
なばも今世とまもやる也定ま古例の中身も
もやあそべし我家は借たる系部將軍時代の左室
に面あする也依て不用と云

一 婚禮の時よ君の輿をうき出さるしろをあや
死人の輿をとりくゆくあそる今世とまもやる也号は
いふを忘むる死人に海ぬおゆそれとあやう
海らぬ為よあそるしあそるあやま也婚禮人の
大礼かして子孫繁昌の為也号は死人のまじり

るはあひあしきる也死人のまじりを忘たれは
己ろきよの君必返さる也くろくらのよの君の心
るも也死人のまじりを忘るは婚禮のあまも
いばくひあしきる也の孝行なるがどし教
てんをいふ柔和をいふは海もいふは
殿をいふはあそる也嫉妬をいふは旧妬
は返さる也又死人の子をうまぬ物也
為也死人はあやうたは子をとらむる
室年中有川衝察といふ者師の定の時
をあそるは負衝の茶

よも一よめ子死すニウケル一をさりてはふりてや
るや出家の指馬理方キト南流ハある也常乃
めくりキヤ一とヤされたる也

一 今世上は婿礼の三つめの日智胃たは餅をばくせて五
五八十七は丸をこつれむしつてつてつてつてつて
てそれの餅を入く使持せやと途中でいあひ
をさひは餅をまゐれ渡して移すの南世にたて
やる也幸路將軍時代の女室はさやのつてはふ一三つめ
日餅をつて移すのあつ年也餅の数をたすつてその
餅をうけつて四杯はもうつてつてつてつてつてつて
ノ字ヲ忘ミテ三ツガ一ツト云ヤ右ヨリカハラケ四杯ミモリルナリ

ニツトツ合テ守テ三ツガ一ツト云ヤ

一 直もも也此三杯まぬの道を取めらひ一非也四杯云
男の儀はつて二杯二杯二杯也女の儀はつて今
二杯二杯也今四杯也此日餅を折り入るよめ君の方
より二杯やも年々せつてつてつてつてつてつてつて
四杯はもうつて非儀もつてハ貞衡乃と傳たり

一 今時婿礼の夜床並々名付く夫婦祓や小刀を並に
酒のむと法式ある極云能くしつて古ハあるもつて
南時のまやりも也祓やもつておとけま夫婦のむも
法式ある祓やが酒を呑むつて下は後手ある
左極のふり後あるもつてあるもつてあるもつて

婿礼のま
始ハ男ヨリ
盃ノ部ニテ

一人の祝後の時人の氣よりけりるをいはず氣よりける
物をき物よせげすあまの心を付るも礼也焼礼は猪
毛の毛ふふすべし猪皮のうづが付くすと旧記ある
は去ちるを忘むあやうさかしの鞆は去ちるす
いあるハキ
ハキはちるすちかしくとるを忘むあ之元膳はきりす
を物よせぬの男の祝は切るとさるを忘也小豆アツキを用
びり云もあやき者其は腹切おられいむ也た
きしふあき衣膳も之言さひの字付たるを物よ
むるは火をおりるあや家さくの材木は松の木を
用ひ食物をも火よを煮て祝ふるまはひの字付い

るを物よむるはけりるのけりるまじりたる
のあはけりむるをいむは礼なり

一 四膳をいよせんと云四つめをいよえといひは
て物の物をいよ四つりお詞をいむは死りいよをきり
ふあ之死と云詞をいよ忘ま料理と用ら奠乃死
骸骨の死骸骨をいよ用まきりるれども物よ
をむ用て祝ふ之奠るの死骸骨をいよかき四の字
をいむはけりしきりあはけりしきりあはけりし
いよむるをいむを礼とすやりあはけりし
理あといひて古法を捨る部にあはけりす也

三の御盃を御自撰飯を献せし人頂戴せしる

御盃頂戴の御礼として武の進物を献せしる 武の御札に
其の御札に

部を御し 御殿の殿上人勤たる御長が御長に役人御

所の御室を御見し御勤しく御此の御室を御見し御勤しく

まはり御見し御勤しく大礼以後に御自撰飯を御見し御勤しく

法皇武御勤しくたる人が御勤しく右東山殿年中御事

道照御事御年中御例祀年中御法皇名御成記御自撰自

筆記御事御事御書豊記御事御事御事御事御事御事御事御事

一 之殿御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

公方元服
の時ハ
記ス

服と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

加冠と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

理髪と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

加冠と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

加冠と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

加冠と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

加冠と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

加冠と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

加冠と云元服の時加冠の役理髪の役りありありあり

三官御事
仁和三年正
月二日壬午
大政大臣第
一之御時干
加仁御事
加元服御事
自午取行
加其首多
三之御時干
カ位下カ膝
原朝臣御
直理御事

食の法武あり別々開し書卷ありそのまゝ委くりえたり

一 男子十三四歳の比鑑兵部の祝あり武切ある人を於て鑑をまきさす也法式隆僧紀あり軍用記ありす

嘉祥祝
未十三日
合スヘニ又
其未三記
是ヨリ上夜
三アリ

一 六月十日を嘉祥の祝候と云ふ東山殿の法代六月十日嘉祥通寶の紙をあつて揚弓のくけ物より勝負し其のひ勝たる者より菓子などを給ふと云はれり此説はわづら東山殿年中行事鎌倉年中行事等中次紀殿中り記年中恒例記年中定例記に云ふ事記將軍快年中の祝式と云ふ書いとよま加祥の祝候の事と云ふも既たりあらず東山殿より給ふと云はれ候りたり也

諸問答に嘉定の事と云はれ事記物軍時記に云ふ事ある候事

一 祝候の爲まよ置鯉と云ふ事あると云はれ候事此は鯉を養ふ事也鯉を養ふ事と云ふ事也鯉を養ふ事と云ふ事也鯉を養ふ事と云ふ事也

今ハ婿礼の時もくは是を備へる事也其のくは心得るにあやまり又置鯉と云ふ事も今も候り

巾式ニヤウハ生みのを用ゑ也其意をいふにされてくさくある所は
拘を用ゑるものなり

一 燭燭の類ハ夜ある物之を言ふ古法燭礼の時門をきくは
燭燭の類ハ火たる事上言燭燭の類をとりて定よゆる事旧礼記スハ

ある也男ハ陽也女ハ陰也空陽也東ハ陰也女と定よる
礼儀なる所をを用ゑ唐書にも燭礼ハ夜也と燭
の字ハ女也ハ昏の字を書也昏ハくろくろくといふ事
日くすの事也然る事今太各なる燭礼ハ年中の中刻
あぐを用ゑる古法よそむきたる事也

一 今時世名のあるハ一ハ礼儀の時ハ必サカキキ燭カと名づけて

盃を弄ハハさ礼を叶ハさる事とある也古ハ此よりかし酒
もりよある事ハ盃を弄ハさる事と人よさる人の事をものし之又其人
の法堂頂戴ハあり古礼儀ハ必ニ式三献又ハ三ツハ盃の之
ニハ堂下ハ式三献ハ此時盃ハとりて出さるハある也ハめりハの事也
大内問答ハその旧礼をさる事今時ハ若事ハ世ハ禮ハ儀ハ
子ある事と心付たる人あり依ハる事ハも

一 礼儀のくさく物を用ゑる山たり花ハ物ハやぶハしハあり也
ハ物ハ重ハるハもハ志ハるハ事ハ細ハ事ハ実ハるハ物ハ礼ハ儀ハよ
用ゑる也宵月の礼ハも是ハを用ゑる古今集の歌よ

我意を思ひひきてあハひハきみ山たりもあハる事不ハぞ

ぬしとよめもやぶくじのりあり

一 正月昔くみ玉を替ふより將軍家へ奉りて中
 恒例記すまたりくみ玉を替ふ書之殿中へ次記すハ
 菊玉とあり是ハあやまりくみ玉ハ香ふ草玉とありテ
 糸よりりざりばじの作花よりす志やふをて後行テ
 五色の糸を七ッくれさげたる物之を法衣庫よりけり
 る也依之各目抄云草玉ハ法衣庫香一玉沈香一玉
 下子幸粒 井杉一玉 龍腦一玉 草玉一職士正月
 のある年ハ十三也一粒の大ッ ○ 是程とさうり少也
 袋の端をと用式ハ紅糸紐ハ櫛窓ハ白法花羽林家家

一 後儀ノ客入を客の時乃一あまびを三方小直して客令
 此物より手紙の心をく一古ハ一あまびと此物より
 分一し手紙を此物より手紙ハ箱のより物あり五色の葉
 紙をけけりてと之は庖下人の家書ハ紙紙あり時定紙ハ
 墨あり又右の紙あるびを物りしと云人ありあやま
 已成一草のまがけありと云き紙

一 昆布を祝の物すきき昆布を昔ハむらめとひくを
 むらめハこの産まゆめとハ産まゆめと云ふも云ふも
 かとのめと同一むらめといふ名を物とむらめは後ハ丸
 かしこ後を用ひ一後よするこふと後ハ丸列て用ひ

今時勝れ
 の橋有る
 布ヲ用ルハ
 神進ハ
 神ニラス
 石ヨリ橋有
 祝ノ物トシ
 上ニ有ルハ
 神進ハ
 入ヘカ
 進括リ時
 三不用之

一 殿中次記の内まの子乃保の々多しはくく たりむると
 之よりありはくく たりむると たりむると たりむると
 涌嘉年中行事云云の子乃保のるも 是夜まの時也白
 保赤豆候思候 御座子 穂て相磨乃粉小豆の粉粟の
 粉より子紙をまき、三種の粉を三つまきときては二所
 小豆也 木の木よりまき、このせいようすを供りて柳の木
 少きまきと二不供り 是夜をすす子入三種の粉をくけ
 てまき二つを供り たりむると 存ありまき女ハいのり たりむ
 と たりむると まき子はくく食下 男ハいのり たりむると
 り たりむると まき子食下 白紙候より也とあり 右三ま

乃保粉の置杯の忌ハ次記にあり 川合也考あり
此のせいよりのたちよりあり たりむると たりむると たりむると たりむると
 たりむると たりむると たりむると たりむると たりむると たりむると たりむると たりむると

- 一 九月十三夜を月見の夜とするは宇多天皇の法侍より
 此色中右記云保延元年九月十三夜今宵雲浄月
 明是夜寛平法皇明月無双之由被作出仍我朝以九
 月十三夜為明月之夜也 保延八崇徳院所代ノ年号也是夜ハ
 宇多天皇也 於阿乃系 於集子あきけき 法氏のむり
 代の年号也
 一の秋よりや月も名よ 阿乃系 阿乃系 阿乃系
 是九月十三夜の秋也 あきけき けき 法代のむり たりむると
 宇多天皇の代をき たりむると
- 一 白月鏡保を鑑子保あり 軍神をたむ也 宇多天皇

家と四月廿日法具豆の標乃以祝あり申旨祝
後飾り絵より見たる今世上より四月十日は此祝あり也
一 祝言と云ふ何事と云ふも祝ひる也今ハ婿礼の事バ
祝云よりいふ人ありあやまり也

今正月ニ
禁裏ニテ
用ラレ
舟ノ絵
ニ米俵ヲ多
クミタル
ナリ七神
ノ像
書又之右ノ
絵板木
ナリ
一 今時守月二日の夜室の絵を枕の下のまきりあり昔ハ
節分のおよき哉用ひし也四月二日ハあつた年中恒
例記ニ云節分紙よりまきたるハ絵伊勢守進上り女
中元回明元と云御下りし又聖阿闍世書ニ云此
乃より上意大川せか小川は下と云ハ川合末女校
系也云と云りハ川とハ川合也
石室將軍家考の事也

一 八朔乃祝の事系以公一条持政の書あり一桃花葉葉云
八朔の事正應二年の記ニ云今日家よりいとるもきたの
む人よあたまつるもあつるもいふもいふもあつるもあつるも
あつるもいふもあつるもあつるもあつるもあつるもあつるも
建長の比るひよりあつるもあつるもあつるもあつるもあつるも
一 一云又公事根源云是系系八朔風俗此事ハ云
本説あり又正礼ありあつるもあつるもあつるもあつるもあつるも
或彼名記ハ建長の比り此事ありと云ふ田の
と云ふもあつるもあつるもあつるもあつるもあつるもあつるも
りハけりともあつるもあつるもあつるもあつるもあつるもあつるも
太閤の一系實録文取

の記北七年よりみくたは天下に流布せし
のせしれは神皇正統記のころよりなりあるべきなり或
記は後醍醐院のころよりなりあるべきなり或
立すは法皇ありし時中興素をかくさあやきんとて血
涙の男女をなすよりなりあるべきなり或運をこむ
るのひしはは加瑞ありし内は法さこありなり
るども中興たりきこ道りつせもたしりあるなり
やしくも実ハもまうた年記も分りあすたと
ハ後醍醐院の時よりなり成りきりやき
負文云々ハ田の実とて米穀の成物を後より
以て

あまを田の実としを教ふるなる一々を君りたの
に人ハおなり君りハ位りたのむ者ハお作りて
君臣和合しむすくある也さきを系那將軍家
より此法被ありし也

一 栲子の條ありき記せられたり十月栲日併と食され
人を去病ありしむすく一万余を除とも云や文あり
改革要略としの書云君年忌隆集云十月亥日食
餘除萬病又餘鉉初學記云書云雜五行書早
月亥日食餘令人無病云

一 市齒固市祝乃る心齋中旧記年中恒例記あり

委しうく守備倉年中祈事云二月十五日より内は申
齒園の御祝あり平人の祝より見る急後の極みあり
急後の極みあり 長サきんをり
少くもろく三尺をりある衣よこの里を付く縁をきり
四の由より総角を締り終り縁の緒をきりしけな
衣をむらげてそよ申齒園を並申すを申す
衣とも云ふありち不可然め申は祝ともハ大平子法光
悟石大平子法光 雖い不可記三字不詳 申連敷方申申すト江中
寸呂為せ記之云く公廉中旧記年中恒例記申す
合考一

左杖ノ中
行ヌモ記
不見ナレ

一 御齋杖と云る申年中恒例殿中此ナリ 次記殿中見 記
見えたり公廉中旧記ハ杖杖とあり公廉中旧記云申は
と申事ハ十五日乃ありた早と云きつてお申す申は
一はてのちいもの話不申と振とめ申す也申は女
房元右の法うのみとを三所と申は申す申は申す
法ありて申は法ありて申す申す申す申す申す申す
の野いぬを録 申す申す申す申す申す申す申す申す
十五日杖をついて申す申す申す申す申す申す申す申す
卯杖ノ長サハ五尺三寸ト延喜式ニ見たり是ハ延喜年中
禁裏の中卯杖ハ申す申す申す申す申す申す申す申す
一 左義長乃子殿中次記 二月十四日十五日十八日の條

左義長雜雑一云三月祝儀怖し従て三月十日
夜に爆竹爆竹の事爆竹は左義長の事也ふりりし竹立立
さばのなるを二作り常とけりよこせさうを十二節に
むりりし竹立立を十二奉りよりあきの方へハ
此ら也あきの方たをすこ公方様より八舟のむるま
中儀業多しありせしとやとんいととやとん
月十五日竹立立番より進上也禁裏様三月十日
中儀業也ばふりし條十二あり條神々々々々
了るれまを従てあり東山殿年中の事也爆竹の事
あり之合ひ

元服元服の付祝儀事並神事等水左記云兼保三年八月十六日今日東宮侍着袴數丈子時三歳関白殿左大臣兩人御前参上今ハ必十一
水左記云兼保三年八月十六日今日東宮侍着袴數丈子時三歳関白殿左大臣兩人御前参上
関白殿月十五日成なりたる也古十月十五日
結脚腰給用結脚腰給用云々兼保二年十月廿五日皇太子儀成二歳脚着袴也陰
コケヤツたるコケヤツありし川よりコケヤツなるをコケヤツびてコケヤツ也陰
コトヨム田女共ニ著袴アリ

陽作の書し年中最上吉日三月十日二月九日二月七日
昔五月三日六月朔日七月廿五日八月廿二日九月廿日十月十
八日十月十五日十一月十日
今日よりあるは十月十五日より

一 祝儀事祝儀事の吉日を考むび用する礼也左函を陰陽の陰陽
つ也古將軍家の法祝儀陰陽の陰陽頭陰陽
吉日を吉日く吉日て吉日其其文文を文なりし也其下下もも私私もも
其其下下もも私私もも

追記
將軍家將軍家の陰陽師
ラズ禁裏禁裏の陰陽師
也也陰陽師陰陽師
日吉の時日吉の時其其下下もも
ミイラスルナリ其其下下もも
時日時日のの其其下下もも
文ト云ナリ

小准より吉日を乞ふも也きりあぐあ申りよまふとあ
る物事ひたしくあるはよろぬ事やよき程なり

懐妊の時

三宗記

一 小児出生の時産する縁はくも古將軍家より將軍
也 兼中旧記云所産下の事 中畧 而あつ事よはは産す

竹本名

アラヒト云

日本紀神

仲ノ巻

つきりあふ也 又三夜一統云先比始て若君は誕生あり
竹本名ありしや公方杯は名をを 清つキルとあり 法ありつキハは痛
子の中云名ありは
竹本名はキ、中畧 清るその緒をつき終りハ大御所入はんや法事終
ひー也き 身丈云は自身不そふをつきりあハ竹刀をいひ
ふまひと一のあふとあといや 切者あり女房元本

上五十五日ノ
ノ夜モアリ
シナリイカノ夜
ト云キ日ト
カキテイカト
ヨムヤリ

- 一 小児誕生の由日と初夜と云三日めと三夜と云五日めと
五夜と云七日めと七夜と云一日毎に夜と云ぬや
あひの祝と云云 尚日吉日とあふされハ追ふなりと云
らびて初夜の祝あり三夜五夜七夜も同一儀に
- 一 小児うぬ湯の儀ぬ湯ありせると湯浴の祝と云
ふ事 剃髪そりの祝と云ふきぬと初夜為ぬと云
衣乃祝と云殿中日之祝あり
- 一 小児誕生ありて後に條カハミと云ふあり是れ吉日と云
らひて臨陽の儀はるるを祝ありとす 産産玉は新
娘に條カハミと殿中日之祝ありは産ぬ産ふの正祈禱

一 肘帯を長く竹刀と履きしりふあやましく也ましく
 小刀の形と竹刀の儀なるおあましく竹刀としあづり三條
 一統中竹刀とあり右そのおはきりお時らけをまき
 下系せせうけしあてつすくお由是も三條一統と
 一 禮乃時樂之入後乃う後之人おくれば右のあえ
 きもふおありまお人お内くおく乃前左のあがえさとも
 よも也後之人おまきとあそのけあえさともあお礼
 しつ後之人おまきとあそのけあえさともあお礼
 せりくも也左ハ陽也右ハ陰也子とくつづるハ陽也あ
 くるハ陰也是陰陽と表はる礼也あ方とも家老の位

一 此の後の時あのかえの乃入るるも常の時あえの
 及ハ乃ぬ物也此入礼の後馬よまお人あえ
及ハ乃ぬ物也の乃入るるも常の時あえ

一 禮の時に入るを見し聲殿出くこしよまをくく
 物也今世上一統ああさうあやましくあしよま
 役人も奉禮のりやしき人ハ自身さやのるもあし
 大名もあ歴ハあしよま役人あうり中後よあし
 老人乃賀乃奉四乃年より後ハ初て五十七七
 八十九百の年より十年めより後あ武家ハ別
 親式もあし公家ハあまのくも親よませし
 款を厚くし書て親の所あしよま也又禮乃杖と

年改始ハ
 仁明天皇
 始ハ延喜日本
 記仁明天皇
 三年十月
 辛巳朔庚申
 嵯峨太皇太后
 遣使
 奉賀前室等也其畝物里漆平女厨子十基

盛彩之以下畝物之今思之
 冊ノ字ハ四十也

卯本六冊ニ作ル三テハ年數合ハズ誤ナリ古本三冊トアリ

年々の杖の少子魁を仰けけそれと老人ノを由る事ある事

魁しりやる食よむせぬる也老人る食よむせざる也

建仁三年十月廿三日俊成マ九十之變云乃内具親の序と君の命とせの故と信んぬ魁乃杖云云

仁治之魁の杖云云名えく又俊成マ九十之變云建仁三年十月廿三日秋河九丁等

魁杖以銀カチ候云千の候云云一加のいとひ云ハ子細

也賀の字ハ祝の字ト同一心之何歳の賀ト計云一

一 六月嘉祥乃祝平城天皇の而時大同年中より略テ各

令國韓神酒餅と儀云テ疫病と福云云行向じッ

仁明天皇の法時兼和十四年の比二種の法告云テ十六日の教り

よク一アもちみふの十六の教神ト儀云云乃ハ年号ト嘉

嘉祥ノ事 前記ニ見合ヘシ 又是ヨリ 赤ニ天記 見合ヘシ

長明ハ 祥ト改元あり由 略長明ハ四季物浩ハハり云たれども 右の年日本紀續日本記をゆめ迄云云江家等云云

一 手書より云テ 信用云々云々四季物浩ハ長明ノ実

作よありす云祝ありさもある

一 矢開の祝ト云ハ小祝神を生物をう小射ト云當時の祝

也是ヤ矢口の祭ト云也祝の法牙ハ矢開の書トありけ

祝云くはうたの儀ト云白赤黒の三色を歸くハ孤あるハ

たりいふハ飲食の節ト云テ 是ト見合云一

一 公家宛の元膳ハもとをなたけと短くつめは京のくは法

少ト云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々

永為四年百首元服神祇的成仲マの祝ト云ハハのこまめいのい云々云々

永為四年百首元服神祇的成仲マの祝ト云ハハのこまめいのい云々云々

又かきうのときいふかたうきふそくのけりうきうりしる文脈ノ時時燭ノ用之
涼兼昌次
以上天本抄
見たり

て丸くあはれ眉を付る是を言眉と云但眉ハナシ
歳のはききき也それより前よりやめりるももりそ成
長少老たりあはれ眉も言眉ハあえを世承りてやめり
由也言眉をやめりかのこしく本の眉毛をまきくも也
は対ワキアケケ小袖ノ袖ニ記スあけの衣をやめり言とぬひふびきたる衣紋。
系シズカクヤ又元服の日族將督キテ蓋と重ク持テ系於將軍家カシ而元服の法武公家の法を用ヨク
言眉と仰りコ子を付るき一軍公家も同し
一 小室系家の婿礼乃武法の内カキトバ山坪玉上カキトバ羽村桂八里

一 浅く長命をえきたき夫婦の者あつをえあ入乃時め
くせて輿のあはれ二の間に供りてさせりる
あり定てりの家ハ古例あつる成り一尚家も例
た系系於將軍時代のあ入の武法とされりる
くあ玉のりる記したる陰家の御簾よりくるあ玉也
小袖の上よりくるあ玉はあはれけり也是も五月九日
用り也公家申旧記ハ内裏伏見石御靈屋より大御所
くあ玉をりるは言あはれの上場たりへあつるをせり
浅くけり言あけの程法の内ト記さる言あはれ言
袖の脈あはれと見る程のあはれ女子也あはれ言
言袖の脈あはれ言あはれ言

一 胎衣を納て帰る時を泣く笑ひて帰る事
 胎衣中日記ありたり公家も此事あり
 天子の御胎衣は箱屋山加賀山吉田山は三つ納也
 人のやまの子を納めて三声笑て立帰る公家の
 有識の人なりき

一 二月十日卯の夜乃の御中日記の紙に記し
 此夜より女三層とてはまといとて紙よりしり也
 臣が納て紙に十五日はまといのりめでくまひか
 かの木ひきくくく象のこたう女を居る事あり

をうこれしと推しき刻
 けしきもありきいなるがらありあへん
 たらハいミドけありとちひたさむい
 一 又大式、三位の袂衣は十五日より
 けしきもありきいなるがらありあへん
 たらハいミドけありとちひたさむい
 一 又大式、三位の袂衣は十五日より
 けしきもありきいなるがらありあへん
 たらハいミドけありとちひたさむい

一 卯杖と云は正月卯の卯のり献は杖也
 鬼と

筆根係ニテ卯ノ日トアリ卯ノ日ノ事ニ

卯生気
天子正月卯
誕生ナラハ
卯ノ方ニ
二月辰
三月巳
四月午
准知ハシ

竟トアル
九寸ノ誤
ハシ植ノ
柄ノ長サ
ナレハシ

拂^{書ノ各}す^{役所ノ各}一^{スハニ方}の^{見ナレハシ}ひ也公事根源云^{ミコトコロ}作^{ミコトコロ}物^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}は^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}違^{ミコトコロ}
物^{ミコトコロ}少^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}其^{ミコトコロ}上^{ミコトコロ}に^{ミコトコロ}坐^{ミコトコロ}母^{ミコトコロ}の中^{ミコトコロ}に^{ミコトコロ}卯^{ミコトコロ}生^{ミコトコロ}氣^{ミコトコロ}乃^{ミコトコロ}方^{ミコトコロ}の^{ミコトコロ}歎^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}
く^{ミコトコロ}卯^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}ハ^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}せ^{ミコトコロ}た^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}ハ^{ミコトコロ}生^{ミコトコロ}氣^{ミコトコロ}東^{ミコトコロ}に^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}ハ^{ミコトコロ}免^{ミコトコロ}南^{ミコトコロ}に^{ミコトコロ}り^{ミコトコロ}
あ^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}ば^{ミコトコロ}る^{ミコトコロ}あ^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}一^{ミコトコロ}層^{ミコトコロ}盤^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}先^{ミコトコロ}兵^{ミコトコロ}三^{ミコトコロ}月^{ミコトコロ}ノ^{ミコトコロ}外^{ミコトコロ}
日^{ミコトコロ}兵^{ミコトコロ}傍^{ミコトコロ}傳^{ミコトコロ}公^{ミコトコロ}下^{ミコトコロ}多^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}法^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}奏^{ミコトコロ}出^{ミコトコロ}る^{ミコトコロ}後^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}り^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}
木^{ミコトコロ}ど^{ミコトコロ}も^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}三^{ミコトコロ}寸^{ミコトコロ}づ^{ミコトコロ}つ^{ミコトコロ}よ^{ミコトコロ}き^{ミコトコロ}り^{ミコトコロ}て^{ミコトコロ}二^{ミコトコロ}束^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}ひ^{ミコトコロ}て^{ミコトコロ}也^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}
卯^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}是^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}也^{ミコトコロ}卯^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}是^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}
也^{ミコトコロ}卯^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}是^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}是^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}
次^{ミコトコロ}骨^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}係^{ミコトコロ}不^{ミコトコロ}進^{ミコトコロ}卯^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}藏^{ミコトコロ}人^{ミコトコロ}取^{ミコトコロ}之^{ミコトコロ}後^{ミコトコロ}付^{ミコトコロ}書^{ミコトコロ}而^{ミコトコロ}帳^{ミコトコロ}懸^{ミコトコロ}前^{ミコトコロ}柱^{ミコトコロ}
副^{ミコトコロ}立^{ミコトコロ}細^{ミコトコロ}木^{ミコトコロ}為^{ミコトコロ}柱^{ミコトコロ}植^{ミコトコロ}未^{ミコトコロ}出^{ミコトコロ}五^{ミコトコロ}尺^{ミコトコロ}許^{ミコトコロ}可^{ミコトコロ}用^{ミコトコロ}桃^{ミコトコロ}木^{ミコトコロ}又^{ミコトコロ}四^{ミコトコロ}方^{ミコトコロ}可^{ミコトコロ}削^{ミコトコロ}也^{ミコトコロ}

代九也失^{ミコトコロ}次^{ミコトコロ}き^{ミコトコロ}後^{ミコトコロ}少^{ミコトコロ}納^{ミコトコロ}言^{ミコトコロ}枕^{ミコトコロ}子^{ミコトコロ}紙^{ミコトコロ}九^{ミコトコロ}寸^{ミコトコロ}斗^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}卯^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}
二^{ミコトコロ}寸^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}卯^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}の^{ミコトコロ}さ^{ミコトコロ}海^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}り^{ミコトコロ}つ^{ミコトコロ}え^{ミコトコロ}あり^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}山^{ミコトコロ}た^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}を^{ミコトコロ}あ^{ミコトコロ}ひ^{ミコトコロ}
け^{ミコトコロ}山^{ミコトコロ}出^{ミコトコロ}け^{ミコトコロ}あ^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}り^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}け^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}り^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}く^{ミコトコロ}右^{ミコトコロ}何^{ミコトコロ}れ^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}
杖^{ミコトコロ}中^{ミコトコロ}に^{ミコトコロ}の^{ミコトコロ}も^{ミコトコロ}也^{ミコトコロ}系^{ミコトコロ}部^{ミコトコロ}将^{ミコトコロ}軍^{ミコトコロ}幕^{ミコトコロ}六^{ミコトコロ}月^{ミコトコロ}十^{ミコトコロ}四^{ミコトコロ}日^{ミコトコロ}大^{ミコトコロ}舞^{ミコトコロ}後^{ミコトコロ}
久^{ミコトコロ}佳^{ミコトコロ}例^{ミコトコロ}を^{ミコトコロ}卯^{ミコトコロ}杖^{ミコトコロ}を^{ミコトコロ}進^{ミコトコロ}上^{ミコトコロ}し^{ミコトコロ}け^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}り^{ミコトコロ}由^{ミコトコロ}下^{ミコトコロ}次^{ミコトコロ}記^{ミコトコロ}録^{ミコトコロ}中^{ミコトコロ}に^{ミコトコロ}次^{ミコトコロ}
記^{ミコトコロ}等^{ミコトコロ}より^{ミコトコロ}見^{ミコトコロ}え^{ミコトコロ}たり^{ミコトコロ}

- 一 二月五日朔日三日七日十曾十一日也出家方ハ卯の昔
をカケ日と云書礼禮節法付書多し不見は誤非也誤
一 燈^{ミコトコロ}礼^{ミコトコロ}の^{ミコトコロ}夜^{ミコトコロ}ハ^{ミコトコロ}一^{ミコトコロ}よ^{ミコトコロ}せ^{ミコトコロ}の^{ミコトコロ}時^{ミコトコロ}忘^{ミコトコロ}る^{ミコトコロ}を^{ミコトコロ}持^{ミコトコロ}ゆ^{ミコトコロ}る^{ミコトコロ}旧^{ミコトコロ}記^{ミコトコロ}と^{ミコトコロ}云^{ミコトコロ}
たり^{ミコトコロ}脂^{ミコトコロ}燭^{ミコトコロ}の^{ミコトコロ}一^{ミコトコロ}ら^{ミコトコロ}り^{ミコトコロ}所^{ミコトコロ}洞^{ミコトコロ}庭^{ミコトコロ}の^{ミコトコロ}部^{ミコトコロ}に^{ミコトコロ}祀^{ミコトコロ}ス^{ミコトコロ}尺^{ミコトコロ}合^{ミコトコロ}ス^{ミコトコロ}一^{ミコトコロ}

移徒、日鎮
宅乃在平河
是陰陽
子ヤ付ルナリ
黄牛ナトシ
佐ル子アリ
武家家の徳ニ
の方ニある
ラス

一 正月昔乃事あり記タル後ハ非也元旦二日三日七日十
五日是を立^所と云テ系^所將軍家ニハ古法祝あり
三職^所方力進上あり^テ御盃頂戴也^ハ次^所記^所録^所山
殿年中^所事^所殿^所中^所次^所記^所年^所中^所恒^所例^所記^所ありたり
移徒乃祝と^テ別^所記^所りたり^ハ知^所式^所ハ^ハあ^ハき^ハる^ハ也^ハい^ハノ^ハ字
付たり^ハ物^ハと^テ進^所物^ハせ^テぐ^ハ衣^所儀^ハせ^テふ^ハも^ハ希^所す^ハと^ハい^ハハ^ハ用
と^ハう^ハと^ハ思^所む^ハ也^ハ付^所々^ハハ^ハと^ハき^ハる^ハも^ハの^ハ祝^所の^ハめ^ハく^ハ籠
子^ハ一^ハ封^ハ五^ハ鯉^ハ五^ハなる^ハニ^ハ字^ハ封^ハを^ハま^ハり^ハ水^ハ泔^ハく^ハを^ハま^ハる^ハ也
御^ハ多^ハ御^ハ式^ハ三^ハ献^ハ七^ハ五^ハ三^ハ下^ハれ^ハる^ハ事^ハも^ハ珍^所しく^ハま^ハし^ハ
一 婿^ハ礼^ハ乃^ハ時^ハ夫^ハ婦^ハ乃^ハ並^ハ男^ハより^ハ女^ハと^ハす^ハ年^ハ酒^ハ直^ハと^ハ部^ハ設

一 正月乃^ハ海^ハり^ハき^ハい^ハ川の^ハ比^ハより^ハ短^ハく^ハつ^ハある^ハ志^ハ甚^ハす^ハある
後^ハ子^ハ祢^ハ代^ハ鸕^ハ鷗^ハ羽^ハ昔^ハ不^ハ合^ハ符^ハと^ハ申^ハれ^ハ幼^ハ少^ハナ^ハり
ま^ハり^ハ時^ハを^ハ海^ハり^ハを^ハ射^ハぬ^ハめ^ハひ^ハと^ハ云^ハ然^ハ夫^ハ日^ハ本^ハ記^ハ舊^ハ事
記^ハ古^ハ事^ハ記^ハ古^ハ語^ハ拾^ハ遺^ハる^ハと^ハ云^ハし^ハし^ハ書^ハり^ハん^ハえ^ハざ^ハる^ハる^ハ也^ハ
用^ハり^ハし^ハ天文^ハ十^ハ三^ハ年^ハ一^ハ系^ハ大^ハ約^ハ言^ハ氣^ハ多^ハ卿^ハの^ハ著^ハし^ハの^ハひ^ハ
世^ハ流^ハ問^ハ答^ハを^ハ三^ハ月^ハより^ハなる^ハハ^ハは^ハれ^ハる^ハや^ハと^ハ云^ハ頭^ハを^ハして
子^ハ細^ハと^ハ書^ハ述^ハぶ^ハり^ハそれ^ハ紙^ハ小^ハを^ハれ^ハて^ハあ^ハる^ハも^ハ海^ハり^ハ
事^ハ大^ハく^ハ之^ハ事^ハれ^ハり^ハの^ハり^ハや^ハる^ハん^ハえ^ハる^ハも^ハ何^ハ所^ハ何^ハ氏^ハの
年^ハ中^ハ祈^ハ事^ハれ^ハ書^ハ 年中恒例記殿中^ハ次^ハ記
年中定例記^ハの^ハり^ハと^ハい^ハハ^ハす^ハの^ハこ^ハら^ハに^ハて^ハり^ハ
乃^ハる^ハハ^ハん^ハえ^ハる^ハれ^ハて^ハ海^ハり^ハの^ハり^ハと^ハい^ハハ^ハす^ハに^ハて^ハり^ハ
お記

是より未十八
枚ウラミアリ

又母は上
の男語り
の男語り
の男語り
の男語り

土佐國乃人れ物語と土佐玉烟といふもの山中に人月
乃此ひ昔よりを海にたたくしとありていふやれ
急は乃めく紐たれ物と少小^{コクカ}き不^{コクカ}投てまらむし
後せむおと^{コクカ}りめぐり^{コクカ}と左右人立て射る
也りの急まめくあら物と名付てを返と云也なり可ま
ハ常の弓を用きふといふり竹をの竹をどのうり射射
こそと^{コクカ}い^{コクカ}也箱の足と^{コクカ}い^{コクカ}は^{コクカ}ま^{コクカ}ど^{コクカ}かの男語り
まじか^{コクカ}ハ九^{コクカ}き^{コクカ}る^{コクカ}也又^{コクカ}葉^{コクカ}的^{コクカ}乃^{コクカ}男^{コクカ}語^{コクカ}り^{コクカ}ま^{コクカ}ま^{コクカ}田^{コクカ}舎^{コクカ}よ^{コクカ}ハ
古風^{コクカ}と^{コクカ}せ^{コクカ}す^{コクカ}残^{コクカ}る^{コクカ}物^{コクカ}之^{コクカ}右^{コクカ}の^{コクカ}と^{コクカ}海^{コクカ}の^{コクカ}お^{コクカ}び^{コクカ}ち^{コクカ}き^{コクカ}感^{コクカ}さ^{コクカ}
さ^{コクカ}り^{コクカ}あ^{コクカ}ぐ^{コクカ}る^{コクカ}系^{コクカ}る^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}は^{コクカ}感^{コクカ}を^{コクカ}く^{コクカ}て^{コクカ}田^{コクカ}舎^{コクカ}よ^{コクカ}の^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}る^{コクカ}り^{コクカ}ゆ^{コクカ}

是より未十八
枚ウラミアリ

東鑑卷二治
兼六年三月
九日己卯御臺
所御着帶也
午時常御
之妻依殊御
以孫子小太
郎亂政為使
献御帶武
衛奉令結之
給丹後局候
陪膳

是より未十八
枚ウラミアリ

懷妊乃婦人息帝の祝乃時ハ平婦人の妻帝と自身
乃^{コクカ}結^{コクカ}る^{コクカ}古^{コクカ}例^{コクカ}也東鑑卷之十二建久三年壬子四月
二日の条より申討御臺所御著帝御加持安樂房所
閣梨御驗者顯学房也武藏守義信妻御子持衆
幕下令奉結之給^{幕下ハ頼朝}あり^{コクカ}は^{コクカ}感^{コクカ}を^{コクカ}く^{コクカ}て^{コクカ}田^{コクカ}舎^{コクカ}よ^{コクカ}の^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}る^{コクカ}り^{コクカ}ゆ^{コクカ}
帝^{コクカ}在^{コクカ}不^{コクカ}乃^{コクカ}子^{コクカ}上^{コクカ}は^{コクカ}海^{コクカ}の^{コクカ}大^{コクカ}上^{コクカ}之^{コクカ}所^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}は^{コクカ}感^{コクカ}を^{コクカ}く^{コクカ}て^{コクカ}田^{コクカ}舎^{コクカ}よ^{コクカ}の^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}る^{コクカ}り^{コクカ}ゆ^{コクカ}
は^{コクカ}ま^{コクカ}や^{コクカ}は^{コクカ}く^{コクカ}ハ^{コクカ}御^{コクカ}子^{コクカ}法^{コクカ}い^{コクカ}も^{コクカ}ひ^{コクカ}は^{コクカ}つ^{コクカ}子^{コクカ}の^{コクカ}御^{コクカ}祈^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}は^{コクカ}感^{コクカ}を^{コクカ}く^{コクカ}て^{コクカ}田^{コクカ}舎^{コクカ}よ^{コクカ}の^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}る^{コクカ}り^{コクカ}ゆ^{コクカ}
は^{コクカ}ま^{コクカ}の^{コクカ}御^{コクカ}祈^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}は^{コクカ}感^{コクカ}を^{コクカ}く^{コクカ}て^{コクカ}田^{コクカ}舎^{コクカ}よ^{コクカ}の^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}る^{コクカ}り^{コクカ}ゆ^{コクカ}
是^{コクカ}ハ^{コクカ}室^{コクカ}所^{コクカ}將^{コクカ}軍^{コクカ}の^{コクカ}け^{コクカ}の^{コクカ}る^{コクカ}上^{コクカ}は^{コクカ}海^{コクカ}の^{コクカ}大^{コクカ}上^{コクカ}之^{コクカ}所^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}は^{コクカ}感^{コクカ}を^{コクカ}く^{コクカ}て^{コクカ}田^{コクカ}舎^{コクカ}よ^{コクカ}の^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}る^{コクカ}り^{コクカ}ゆ^{コクカ}
又^{コクカ}云^{コクカ}帝^{コクカ}下^{コクカ}ケ^{コクカ}け^{コクカ}の^{コクカ}た^{コクカ}ら^{コクカ}ど
も^{コクカ}帝^{コクカ}ハ^{コクカ}海^{コクカ}の^{コクカ}大^{コクカ}上^{コクカ}之^{コクカ}所^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}は^{コクカ}感^{コクカ}を^{コクカ}く^{コクカ}て^{コクカ}田^{コクカ}舎^{コクカ}よ^{コクカ}の^{コクカ}と^{コクカ}い^{コクカ}る^{コクカ}り^{コクカ}ゆ^{コクカ}
懷妊と云之

師妻懐妊の時將軍法自身三弟ヲ信ひなす法名バ〜して將軍
の師方乃大上爲軍をむれひ〜

一 師墓所も師妻ありて懐妊の時陰月迫くあれ
ハ法殿を以て師家人乃宿は後り居る産くのみや
古創也東監并捲川親元殿中日し記ありんたり
是是ハ古ハ何事も陰陽師考(させ吉山を定るる
ありしを師産の時も將軍家の師所より師墓所
の師所凶き方よりありし由陰陽師考)か時ハ吉
方よりしる師家人乃宿は後り居るひて師産あり
て後吉日を志して師所へ歸りり也其時産生
の法子ハ法所へ入りり也又法家人の宿ありず

しとるるをまバ別所の法館 今中御堂下 庭智ノ如シ 一 後りり
ありけしの今乃世ハある 右ノ外公家ノ書ニ他所ニ出
テ産スル旧記ニ多シ

一 海らの年在佐国の人のお話ハ云々又大和国を那
上市村乃人のお話云々大和云々(海原原ト云針聲也) 又大和国を那
を海らをして射る射的ハ繩を備へて徑を三斗也
中ニ穴ありあるのさ〜二三寸斗也形ハ陽を云々の
や 陽をハ海らと云はるる也 是を名付くを海と名是
を射るよ小吹幾人も立あ〜ひら矢とく海に射り
時一方の端の方よりこれを海を物〜走〜を各村也
と海の中れあるを射る年をある〜

海原の事
小吹の事
たらの事

官位

そののいそきおほくくみおほくあげい 夫木抄
又たり

女徳寶録
二母子草
ノ事アリ

一 三月三日乃祓子用々子解今江戸ありハ女の事末と春
文を三しやふもき乃系とば用々やかー胤鞠子
乃系を乃ては手文一也胤鞠子一名ハ佛耳子

と云和名ハもこま子と定 はなまのいろこ
まここま子と云

を母子と云りいふ成一後拾遺集の定カレ祓

三日の夜たもちあふくとあつてしきけはよしれともこま

は秋の事ハ事ハ云三系を改去後のことハはけり人のむいあや悲ひてく
ういひやをり女のおやもしたちて女をいとあままりくまつこりけ
るといひゆけり三月三日かの女のこ三日のむりるくといふ
てはけりまこま子と云り母と子と云しもの定カレと定カレ

又和泉武志が効集花の里ハも志す表れ野ハも

くはめつをもこもち スナゴシ **あぢ** トコロ
は秋のこと書云右義より
をこまたりあぢはくまこちりれて 野老

一 三月三日いかにあそびとて公卿と官女の形を作り去婦

とあぢけり女子のものやあそびる古書ハハりて之を婦やあ

倍よひるあそびハ十ハあぢぬれといひゆりといひ花まも

りまきたあぢいむかあそび乃ちゆり 道異 あぢいといふハ

三月三日ハ限たるハあそび常のものやあそびと意々言

三日ハ限たるハあそびのよを梅も古ハ三月上のこれ

日よこの日乃ちこちハ祓を出さるあじ也此ハ祓

るハ陰陽師の方より紙より人形を作りてせこまをその

氣

常法不流今亦御殿以下ハ法會不ノ同明仕上柳以有
御末同明御末法未男元系 法末同明仕也又云法以有
キの法税多んサウニ也 御美女方ヨリ年也 御今不ノ同
明法末ノ同明御末男元法美女ホ於御末サウニ御酒
後ノ又云法スハキノ道具エサハキノゴウ布又ニ色
ハ下ノ法以ハ此の道具ハサウニモ御倉ヨリ下
外在ノ又云法以ハ此の法解大子潤をシ

一新定三年の間煤掃セぬ物也と俗ノ以ハ有ス
あり古ノ以ハ傳々ト東鑑卷三十一嘉禎二年丙申
十二月ノ條ニ云六日己丑齊為大膳大夫奉行召陰陽師等於御所

門抄事
是ヨリ未
ニ枚メテ

歳末年始雜事日時勘申之御煤拂事有相論文
元朝臣申云新造者三箇年之内可有其憚云親職暗
賢等朝臣之先達者雖無指文皆所記置也至新造者
無煤之故歟有煤者可拂歟之所詮此條無證處然者無
煤拂御沙汰可宜歟之由被仰出之間各不申子細也
正月門松之筆宣所叙申恒例記十二月廿
二日ノ條ニ云今日御立
松所ノリヤ也仍御大方ノ下之後ハ
宣ノ條ニ
也
こぎのこぎ板ノリヲ御を今江ノ下ノハハここのこぎ板
ト云也宣所叙年中恒例記正月ノ條ニ御こぎのこぎ
ソ也芝雲寺進上ノ又結御コギイタ十二箱ニ
入閏月也之
年

千リ丸のふキノエツ脚大工進上ニ棟梁モ同キ也又
千ガラ脚太刀立下し又ニ条採政兼冬公脚御衣
世流問答ニ云問也、あきとく、のこぎのこといあつす、は
いゝるも、めや、是ハおしあき、もの、牧、く、れぬ、と、あ
る、也、秋の、路、ハ、轉、轉、と、云、む、ハ、お、き、ハ、牧、と、云、く、ハ、お、な
こ、ぎ、の、こ、い、い、ハ、木、連、子、ふ、と、を、と、ん、あ、く、く、ら、は、て、は、ね
を、つ、も、た、り、れ、を、い、く、と、少、は、手、あ、く、れ、ハ、お、つ、時、と、ん、を
く、く、の、あ、あ、あ、り、さ、て、牧、を、あ、れ、い、め、と、く、つ、手、付、を、あ、り
一 魚味乃祓小兒ヲ好キ魚肉を喰キヨミむる也又真
菜乃祓ノ小兒ノ好キ魚肉を喰キヨミむる也又真
玉海云嘉應元年十一月十九日今日小兒三歳有食真菜事

増鏡ケフリノスエノ巻云、はく、け、ね、の、は、く、の、宮、と、云、る、や、久、の、兼、明
小兒ハ、食、物、を、供、け、た、後、あり

今ニ系於ニテ
魚ノト云ハ商人ヲ
也又云ハト云
酒ノハ、時、會、ハ
魚ノハ、い、や、ハ
三歳ハ、亦、も、也、
依、テ、伍、を、少、ク、
四、ニ、テ、喰、ハ、
む、る、も、也、
ハ、内、に、れ、ハ、
テ、表、白、ハ、
茶、の、後、ト、
食、ハ、ハ、
食、ハ、ハ、

胃弱キハ三歳比ニ乳を用テ粒食魚肉を喰せ
おん、後、三、四、年、ハ、亦、も、魚、肉、を、喰、む、る、也、
脾胃弱キハ粒食魚肉を喰しむれハ脾胃ハ、や、ら、
り、ず、し、ハ、病、起、る、も、り、依、テ、粒、食、魚、肉、と、喰、せ、る、也
三四歳ハ、亦、も、脾胃、弱、キ、ハ、粒、食、魚、肉、と、喰、せ、る、也
肉、と、ゆ、ハ、食、し、む、る、魚、味、ハ、名、付、テ、祓、ハ、東、鑑
卷、四、同、曾、根、左、有、魚、味、之、後、ト、云、
是ハ、左、大、臣、道、家、公、ノ、
時、息、ヲ、彌、食、實、公、
の、名、を、一、ハ、彌、倉、ト、
今、若、君、脚、前、魚、味、而、
ハ、魚、味、の、後、あり、也

着袴キヌ又同卷今日將軍家着君而前シテ着袴キヌ與
味也ミ同卷ノ三十九ノ大約言ハシ君君ノ着袴キヌ並ニ今ノ當ノ

與味ニ給ル申ス刻シ於テ履ノ殿ニ有リ其ノ儀ト（此ハ外ハ字ノ舊記ハ與味ト云
フリ又タリ同ノ事ナリ）

一 境飯サカイイの飯ノの字ハ盤ノの字ト境飯ト書ハ誤ル云ハれト

昔ノ用ハ耳ノ水ノをテ取リハシ段ノがタ又ハ境飯ハ正月ノのニ

限チ多クあリ今ノ世ノのノ料ノ理トもハあリと云

るノをテ右ノ境飯トをテ設ケるノ儀ト也（右書ニ境飯ト書クルアリ
境ハ非ノ境ノ字ヲ用ヘシ）

正月ノ乃ハ祝又女ノのノ扱ノをテ手ノのノ祝ノふレどモ山ノ菅ノをテ用ヒと云あり

やハ後ノすレげト麦ノ門ノをテ乃ハもテ也ハけテ冬ノをテ取リ青ノくテぬレ

一 後ノ細ノをテ根ノにテ在リと云手ノ斗ノをテ抑ヒ他ノのノ儀ト也（山ノたチと云日ノ付キ出シけル儀ト云フ）

物也也（物ノをテ取リてハいハなシぬレ物ト也）用ヒ也（麦ノ門ノをテ取リてハ物ト也）

と細ノをテ二ノ亦ノありと系ノのノ大ノ多クをテ山ノすレげト云ハ細ノをテをテ志ス

かシけト云ハ阿ノのノひノけト毎ノ日ノのノ儀ト云ハくレ杖ノをテ也（志ス）

將軍ノ旨ノ法ノ祝ノのノ儀ト也（大山ノ形ノト云物トあり）それハ山ノ菅ノをテ

用ヒと云大ノ多ク流ノ正月ノ祝ノ儀トのノ給ル云ハえタリ

一 置キ鯉ノをテ本ノをテ儀トありと用ヒ古ノ例トありと今ノ

著ル聞ク集メ卷五乃ハ和ノ云ハ元ノ永ノ元ノ年ノ六月ノ十日ノ儀ト云ハ理ス也（和ノ云ハ乃ハ郡ト云ハ）

六ノ条ノ不レ同ノ院ノ亭ノをテ柿ノ木ノ大ノ夫ノ人ノ丸ノ供ノ儀ト也（柿ノ木ノ大ノ夫ノ人ノ丸ノ供ノ儀ト云ハ）

由リ日ノ給ル云ハ札ノをテなシてハ飯ノ環ノ菓ノ子ノをテかりと也（時ノ月ノ日ノ等ノ）

也（但シ）但シのノ儀ト云ハてハ実ノ物ト也（但シ）也（時ノ月ノ日ノ等ノ）

魚ノをテ煮クるノ儀ト云ハぬレ也（魚ノをテ煮クるノ儀ト云ハぬレ也）

イリハ極ノ也（極ノ也）連レルノ儀ト云ハ也（連レルノ儀ト云ハ也）式ノ法ト云ハフ（式ノ法ト云ハフ）云ハナリ

キウシク

一 尚齒會と云尚齒書てよむひを貴とて

年老たる人を集めて詩つくり次よとておひたの

しむせ會ハ會々一人二ありたり也亭主も老人也

は時七使とて六十年以下れ老人七人寄會ておひ也

右七人乃かよ恒下の人ともあまうとあり恒下ハ相傳の

人をて恒下の座とて別列せしむおひ也唐

とやもは會あり也尚齒會の古例ハ古今著耳集

卷四詩の同卷五の知款の部妻くつゝえたり

一 妙入の時貝桶を才一乃洞洞をトハ道とするふも海

り乃貝ハふらの貝ハあはすふ、やありぬおやをハ貝女

まよりすとて身おしき女ハ五人の男ハ身をもはうせさる

ぬ焼入一又二たび焼礼せぬまどふひのふもあり又

のるやもあつた貝桶をよめる洞をのるをもとまり

るやううもまはらうのぬのやあをよもくやうもま

貝おひひのるも洞をの部と記ス

一 産の時竹カを多脚すを切事神代りの流俗也

日本書紀神代卷を以竹カ截其兒臍カアタリとあり是火以命

火酸カスヤリ命火し出見テミるミとてハひの時ハ也竹カを昔

あをといえやひ也倭名鈔卷十五膠漆具云竹カ日

本紀私記云竹カ阿平言以竹カ

康和御座部
自院以經忠
朝臣被獻之
銅カ切臍緒
料

恒下ヲカトモ
カクモトモ云

一 何の祓と云ふは、三並裡二字形瓶一を對して三並

神三海一を二海一に客入亭三を二海一と云ふは、

常の祓と、三裡二維一の男名三を二後一か一の二禮一乃祓二ハ

鯉二維一男名三を二山一に三是二主一を三並裡二の洞一所三の二り一め

一 之後の時、三裡二維一の人之後三を二後一を三後二を一と云ふは、

一 三はもと二也一の組三の平二人一の部三に二記一ス

一 姓三歸二乃一腹三を二ゆ一と云ふは、三緒二肌一を三り二り一を三思

一 三一二ゆ一と云ふは、三一二ゆ一と云ふは、

一 塚飯の事三を二記一し、三年二夜一訓三は二来一ず三か二を一書二て

一 三字二用一を三誤二也一塚ノ字ハ玉篇ニ鳥管切トアリ音コ也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

一 塚ノ字ハ玉篇ニ後官切トアリ音クニ也塚ト塚同字也

塚ノ字ラ一
塚ト書クハ
誤也塚ハ別
ノ字ニテコ
トハミズ又
塚飯ノ字
ワニハトモ
カウハントモ
ト右ヨリノ名目ナリ

三 寛仁四年九月十九日丙寅天晴左京大夫被儲殿上

乙卯候内新中納言被出殿上塚飯左大将被又卷

乃々限寸公家一あり左經記卷一寛仁元年十月廿

塚飯ハ今世俗一古二ハ一同一塚飯と云ふは武家

ハト云類の事を名目と云之方を名目と云之事あり

云ハムトウ音相通出ル之方スツヌワニハント云ハク

三 一一ヲ二加テ塚ト書クハ下ニ死を書クハ死ノ字をと云て

塚ノ字を修用ルハトモニ字形ノ似ルハトモニ押テ修用ク也

クワハトモをワニハント云ハ判官ハウヅハント云因例也云をウ

云ハムトウ音相通出ル之方スツヌワニハント云ハク

ハト云類の事を名目と云之方を名目と云之事あり

塚飯ハ今世俗一古二ハ一同一塚飯と云ふは武家

乃々限寸公家一あり左經記卷一寛仁元年十月廿

乙卯候内新中納言被出殿上塚飯左大将被又卷

三 寛仁四年九月十九日丙寅天晴左京大夫被儲殿上

大郷食

大郷食ハ食ヲ人ニラルニテ
限クタルコトニナリ

大郷食ト云フハ公家ニあり大臣の大郷食ト云ハ大臣ニ任セ

れたる人ニ任セられたる客人と云フ郷食ト云フハ

之大郷食の二字を今世地下の俗語といふハ大方あはる

一 婿礼ト男女盃ト云フ婿礼ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿

ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿

ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿

ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿

ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿

ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿

ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿ノ家ト云フハ婿

或説ニ親近
トテ男ト云フ
トテ女ト云フ
トテ婿ト云フ
トテ嫁ト云フ
トテ婿ト云フ
トテ嫁ト云フ
トテ婿ト云フ
トテ嫁ト云フ

古礼也ト云フ是亦實ト似テ亦實ト似テ亦實ト似テ亦實ト似テ

子ノ法子多ク左大臣ノ御耳ト云フ御耳ト云フ御耳ト云フ御耳ト云フ

氣ト云フ左大臣ノ家ト入氣ト云フ也常ノ例ト云フハ常ノ例ト云フ

上原キ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ

ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ

ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ

ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ

ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ

ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ

ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ

ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ御語ト云フ

を他人に知らざりしを露顯と定焼礼とありすは

一 門松の始詳ならず堀川院百首に顯垂乃言よ

心書をいひあきたるその初春あけられたるあやま

とるたれ堀川院は代既よけりありしをれは

それより昔の成り又はしきる子大海のまほ

日たしてをあやうくしけれけるこそまたありれ

又糸兼たれ世流問答の松たつる昔よりあり

耳れりすありしとて

一 宵月少のまゝあまびおまじり

今も系ありはたふおし



キキヤウ 大小ヤウ

胡粉をぬりしとだま松竹をたしをき忘たるあり

もやあそぶ時ふらぐりをぬききて

一方よりころむをまりあそ

少くは之を杖の玉を打つ別のもを之を杖と

以て杖をうりしを杖の革をひきたるまのり

女子のまゝつくり杖の玉の遠流るる一

問答に宵月木下のおもひなりたり

一 若君少遊生をほろゆををせし

虎の爪を馬場まじりひくせやあり

獣と虎の獣のまじり物と邪氣を退る

キキヤウ

唐和御産
 那利記
 柄後付一柄
 東帝虎頭犀
 南相加自院
 又元承
 部歌記
 二条殿奉抱
 皇子伴人
 宰相中物家
 故御女馬
 将屋
 頭又源礼
 珊瑚琥珀
 真珠鐵等入
 白生縮小袋入

て法湯をひくせり又やくとを申ややくと唐
 の菓小椰子と云木の實あり大ヤ徑寸あり丸を二つ
 くりてむ志やくのぬく柄をすけて用之椰子毒を

解おろるを法湯に用て胎毒を解る為之室所將軍の
 御座すの法道具を記したる書は法くおほひの法事ぬ
 けをうりしやこれにうあといふやまは又えたり
 けの方よりそのみやいふそれげとらつされは虎の頭のけと
 ひちやくと御志なきとそれげとらつされは虎の頭のけと
 法湯よりうりしや虎の頭を用る事少き事之榮花御法
 一條院寛弘五年十月古上東門院の後一條院をふみ
 夕一系より法湯候なきぬきの宰相の君居む之陽天

御言の君より高敷いたきまもせ法法はりし宰相の君虎

のうらぶまの内侍を法記より多しきしるう五位

十人六位十人法文のそくせりハ院人の年廣業を桐のそく

をうて史記の身乃をそくせりハ院人の年廣業を桐のそく

おまのやうなる物よのせり女房えたり多しきしるう五位

一 近世は戸を清礼かろ人の下りう人の土地のしめを記し

細い糸と織たうをうあきとく法ある又三日の夜の候

たよりあるとあるとその候乃教五玉ハ十と定めりす

い物にうけ御舅のゆえ途中より心合ひを効くも難ん

五羽より又はしめし女姉の礼の付をすりす

女あぐまらひを婚く礼れいを左連さづりとす又よの薬くすり入りの舞の
門内かどうちありせの候と老人ろうじんま婦候つまごをつくり又よの
日よの薬くすりを前まえをこしらへてさうま海うみよりあつち又柳橋やなぎばし
屋内やうちの薬くすり留とどめ書付かきづをすまの又サグの薬くすりは固かたまり
犬いぬよりこをのせて戸とをひきき人の見物みぶつと侮あやし又然しかり
乃余長のころちながまくらくそ物を保たもつべきお常とこより習ならひ
た多おほく是こは信のり系けい流りゅう也なりと宗そう竺てく系けいの先祖せんぞは信のり流りゅうの大
名なよりありれを信のり流りゅうの宗そう竺てく流りゅうを宗そう竺てく流りゅうに
るども也なり存ぞん存ぞんるども我が家うち傳つはるべきと君きみと人ひと
れるたるはははははとんも我わが家うち傳つはるべきとん

由よし知しずくとすく右みぎれりとも用もちはるり世よ間まよりやる
と右みぎれりるどもものまををあぶるりす家うち傳つはるりとすく一ひと
世よ次つぎ流りゅう也なりと云い浪なみのり人ひと宗そう竺てく系けい流りゅうと名なのりてああままとを
手て傳つはるりるををして守まもり子こ教をせしまるりとんとんとて世よ間まより
も亦また此こ流りゅうをを用もちはるりてををああまま今いまはは江え戸こ流りゅう此これをを用もちはるり
るり事ことよりより全ぜんそのあまももかの水みづ流りゅうををののままををと
左ひだり實まことよりよりなるりをを保たもつりててもも家うち傳つはるりとすく
人ひとののああまま傳つはるりとすく知しずくとすく一ひと
一ひと一ひとのの祝いわとと年としがが乃のみるりとと老人ろうじんののああままのの
女をのの卷まきよりよりくくててははままててはは流りゅうははががのの
自よららのの流りゅうのの伝でん

作の事

集

をきし師と一みのことかく人衆人のさだめありと

くけついとあきあき河海抄にや賀乃子之年満た

賀あもあ之細儀云や賀也年満也白文ニトシニトイフナリ

一年の賀礼祝物まさんぢうは紅く壽の字を書くる

兵代の例也と四糸院献方口傳おつたり白文云まん

ちうに年限宜せふ壽の字書るは近年此儀

人乃好まうあるるは式にハあせう壽の字書る

むきりふあされた儀とする也一近年賀まさん

子戴戴の儀ちうは賀の儀は四糸院献方口傳おつたり

一

産養とも之産非被へ儀へ玉産婦人七夜祝を

中之折各々丸色の條を盛五合儀之時交よ折各々

はふの置鯉まると儀のういあまの根

笹を用之條のよはも毛路を儀儀五合の條は白條兼

粉ま豆粉多の條の粉玉胡麻並豆の粉之是

りう之多之折各々盛四合之産婦カミの條

を一献くよ五合よ片條を儀儀五合の條は

六献め内形出七献め勝者大り是を武の書いせ

又折各々あつたの初献り儀二献の折各々

三献め鯉の物ひき儀を子戴の條もや

白文云粉くまきくあまらふん

一 食初の祝四条流献方口傳お云食初の男女老生れ日

よりくりて百廿日あゆむ日月教の五月十日百廿の是と

俗初の祝長今儀候よりて男百十日女百廿日とも是と

人何り男を二百廿日か之は時能く立ッ市場定希の

餅や買五五を公笑盛出ス又是折り物子麻藷

くひあやうくも成是是を齒固の餅とも中白餅もま

小豆餅ももあまは餅は代あをもふよりけ也貞

家よりくひそのめと貞菜の祝とも又魚味の祝とも魚と用らる

なり貞菜ト小魚のり三歳の時祝也それと乳を吞出る

内よりハ飯を吞するありともあはくハ飯をくもハ

虎頭一

出生れ少少湯をひくひくハ湯を

あひせらるる中時考貴の家よりハ

虎の頭乃影を湯映して湯を少少よりく也虎ハ

猛獣るれハ邪氣を避るまへ孝印也將軍家は是也

道具の書ハゆづゆむされる召田カマカ方より虎の頭椰子

の志やくそれ影をうつしてこれゆづゆむむのせハ

されゆづゆえたりこれ影ハ虎の頭ハ椰子ハ唐の末は其の

毒を肉毒を肉虎頭を用たり代よりある業を物法王一條院宣弘

五年十月十日東門院乃後三条院よりこのひい白道長

殿ハ御波の宰相の君はむく湯ハ大納言の君之宮ハ殿ハ

だきやうせははは大カり小宰相の君は其のりり宮の

内侍をほさきしまつる法鳴つるり五位十人六位十人

節用集
椰子華雨
毒ト見工康
和馬を那
歌記ハ虎
りりりり
用られし
兄たり

榮花御徳の古画は右の虎の頭を折せりぬる御子我
女房の如く立たる所と云々なり

一 胞衣を納む時今世男子は善きと入納むは今世の男子

又父老將軍中代君而逆生し付胞衣を納むる太平と多文字有録此云と
才の公代
納胞衣大納言系左少弁頭隆奉仕其事加入
墨二相副て童二御申上而産所日記ニ之云ナリ

倉中金銀犀角墨筆小刀歛とりえさりし康

和五年正月十六日極川院の皇子降誕の時

女子此時系針等をなぐるハ末古書より南より男

子の時善きと云々起せしより云々

伊勢守貞孝の御孫は九歳の御子と云々
元服の時
本式三衣
本七十三
九歳
禮了
又文明十三年三月九日於花園貴殿に於て不同の御殿に於て皇太子降誕
皇太子降誕の御殿に於て皇太子降誕の御殿に於て皇太子降誕
齒屋に祝文の九年十月廿二日若君御印齒屋に御
又文明十三年三月九日於花園貴殿に於て不同の御殿に於て皇太子降誕
皇太子降誕の御殿に於て皇太子降誕の御殿に於て皇太子降誕
伊勢守貞孝の御孫は九歳の御子と云々

又云齒屋
乃祝
又膳乃日
羽衣又ハ
羽衣又ハ
又云齒屋
乃祝
又膳乃日
羽衣又ハ
羽衣又ハ

祝文明の祝 男と齒屋に祝儀あり元膳の祝儀あり
中白重子加祓れ祝あり齒屋を仕付りて也別
兼日をたしハ祝ありさるハる

誕生乃少女鼻の教を統系りて治業而産記云
母徳
天皇 佛鼻負以練糸結之如恒之是將軍家之
くはし祓乃緒の事也

産之時散末の事將軍家ハ少女あり堂上より及し
しる也散末する時友祓あり産後臨産此時と云
産湯の時する事元永二年五月廿八日皇太子誕生

女房故
実修く云
産所
少婦
刀
御
崇徳
同廿九日御浴殿右大臣女高倉殿持印御典侍

云ウニワタラ
マ給テ御ラ
ニ天若宮カ
ハシ一セハウチ
ニキシノシ
中略殿ノモシ
タナニトコヨ
少將雅通
ナトウチニキ
コナケシ
タカウウチナ
ナントアフリ
サハリニモ若君
帝陽殿ノ後

乃能子散米之是ハ所産協ノ御産記部類 又治承五年十

二月廿日中宮御産氣比間内外周章散米當障子

聲頻之是ハ所産 米二點自皇子降誕安徳 治承所産記 天皇 山槐記ニ見

乃氣聞て近上す乃散米一々糸を發す乃也氣

登す且ハ安産ノ事ニ又御陽の時散米すハ

米ハ少淨を拂少ぬ有まら

一 産レハ既を棟より發する將軍家ノ此ハ所

堂上ノありしる也治承所産記云治承二年十

二月十二日皇子降誕安徳 天皇 此間自日陰間上轉甑

破三分ラキ又平家相語卷三中宮御産氣云后御産

乃時法殿のむ祢より脛をまゐりするハ皇子御

めん生ハ南ノ殿一皇女たん生ハ少おとす是

こしきを棟より發すハ散米ト同一事ニハ

人氣を發すハ為也

一 少誕生の時祝詞兼枕上錢を互々將軍家ハ所

カ一堂上ノ有るハ治承所産記云白王子降誕

中略内大臣誦祝詞三反以天為父以地為母領 被置錢於皇

子御帳御枕上件錢九十九文納方三寸許ノ白生緋袋也白糸為

白王子降誕以前被置

白帟帳内ニ也云々

一 帝後孫故實着帶之時也 應永二年十月廿七日薩戒記云今

日午尅女房着帶 日時兼勘解由小路三位在方卿勘文也 於東面中山定親庇南間

有此夏 其方依勘文也 先女房南面着座予跪其前女房取右方

生帶 精好粘帶也納言先是以大炊 自端方指入女房无袖中

女房取之自小袖下付身引廻後自右袖出之予取

之如元納言予又取布帶加同答 指入女房无袖中

女房取之帶也給言次予退次有盃酌此夏雖非

本儀為後注付一々按始精好の帶を結ひ後

布帯を志しり也非本儀と云ふ外れ予とをも是

記す及及も予と云ふ也

一 かり元服之事かり久しく云ふ男子十一歳して刀

をさし路々云 祝言之 刀りハ一ハ刀有

一 男子松女至事永享八年十一月廿五日 勝公卿發

至治身之内法く一五乃法粉印石柳川け多と

ら字織物乃二法條を云す後法条は此の

法大口細長 印地白唐織物は紋 五乃法条一五乃供御上

法向あり後法条五大口を云す 法地白手分 印石柳川は腰

法条を云す 若君所 三年より法条の被言ふる中足

をきせらるゝの侍ハ下をきせらるゝ又肩衣袴より男

ハ此時袴を為るる也 祝言之 三年松女至いゝるる白

十七日若君
印前而生
髪及せ若君ハ
頼嗣公也

三年三月
東鑑仁治

嶋津本

すいこもの

てぬるるを

りやアハ

たいうら

粉もさハハ

はくしこ

見合

前毛アリ可

文明十二年二月廿五日今日三歳少生有髪置祝儀

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

三歳之印時

ちやく久んは糸は露ひし波したる松なり生次白

きぬより赤き衣のひし白を以てくもをしくてるくを

るがどは松竹を踏むを以て終りきてありきつわひし作

方に向くやセヤ 女房故

を付ヤル又公家乃紋をも付々々

を付ヤル又公家乃紋をも付々々

男子袴 爲乃年々三三卒也云々

くはくくはくくはくくはくくはくくはくくはく

袴の付事
乃付ハコノ年々
爲ニヤル之度
云々ナリナリ
云々ナリナリ
云々ナリナリ

前より
一
一
一

走最敬実云天文五年十一月廿八日若君様始而中（既天文永祿の以ハカノカセキ又信玄ノ名ナリト云フハクハ其ノ詳ナリ）各即ハカノカセキ生年ナリ二百余リ

一 宮参事 本宮ふんふふふふふふふふふふ一之誕生所記云百日乃

門百小袖百日ぬ色一とて産ぬ兒并女も色

小袖を爲す色一の襦も一とて色一ぬ一とて色一ぬ一とて色一ぬ一

此後吉日改身宮参あり一又祝云次身（既天文永祿）

記云百日ぬ色一とて産ぬ兒并女も色一（既天文永祿）

すむる事ナリ御官名ト云名目義満御軍也其れ

事一也又東鑑建久三年八月九御産所御産気男子

御産也次有御名字定千萬君之十日若公二夜事武

藏守三浦沙汰十一月廿日若公御行始也（既天文永祿）

二日ノ別名附ニ誕生日名附クル松一久多御行始ハ宮参

宮参ノ日
定ニス陰
陽師カ
モシニカスル
歟

（既天文永祿の以ハカノカセキ又信玄ノ名ナリト云フハクハ其ノ詳ナリ）

（既天文永祿）
卷川親孝記
天文永祿以

れ廣き面を小児の左れ方とす小児のまよひくほくこを茶
乳袋と小児の右の脇とまきく石の方れ身通りと乳を
は時女席に少児の後の方と乳下り白髪とお出た老女ハ
此のまに乳をうめりて時女席とまきく川ととくと
手せりさうまに乳下り老女後とて乳下り少児れ右
と乳下り老女并乳袋とお出少児の右の脇の中
包とひきまきく退ぬ老女并とまきく白髪のため
髪を三りきりく斬とてとてとてとてとてとてとて
右と左の通りとて掃くとひと乳下り納めると
方退き目出を乳袋とて退くお中を為す人お出

まに白髪とてのせたり廣き面をひきまきく人并乳袋
と掃中と包とて掃くとまの粉とてお出るとひき
男女同敷あり

